

## 産業廃棄物処理計画書

2023年6月22日

広島市長

## 提出者

住所 広島市南区出島1丁目21-15

氏名 山根木材ホーム株式会社

代表取締役 岡田 宏隆

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-254-3236

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山根木材ホーム株式会社 広島市一円の工事現場
事業場の所在地	広島市南区出島1丁目21-15 他
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：木造建設工事業
②事業の規模	元請完成工事高 236,387万円
③従業員数	60名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	木造住宅解体及び木造住宅新築で発生する産業廃棄物 木くず→再生処理業者に委託（発電燃料） 紙くず→再生利用業者に委託（発電燃料） 繊維くず→再生利用業者に委託（発電燃料、キルン燃料） 廃プラスチック→再生利用業者に委託（発電燃料及び埋立て処分） 廃石膏ボード→再生利用業者に委託（PRF固形、土壌改良原料） 金属くず→再生利用業者に委託（製鉄原料） ガラス及び陶器くず→最終処分業者に委託（埋立て処分） がれき類→再生利用業者、最終処分業者に委託（再生粒調、砕石、安定型埋立て処分）

条例別紙1  
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量  
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	54.84	50	0	0	0	0	0	0	0	0	54.84	50	53.76	50	1.08	1	0	0	0	0
紙くず	47.1	42.6	0	0	0	0	0	0	0	0	47.1	42.6	47.1	42.6	47.1	42.6	0	0	47.1	42.6
木くず	166.36	155	0	0	0	0	0	0	0	0	166.36	155	96.36	100	166.36	155	0	0	166.36	155
繊維くず	0.45	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.45	0.4	0.36	0.4	0.45	0.4	0	0	0.45	0.4
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	5.65	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5.65	5	5.65	5	5.65	5	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	12.7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	12.7	11	12.7	11	0	0	0	0	0	0
鋳さい																				
がれき類	138.492	130	0	0	0	0	0	0	0	0	138.492	130	81.992	85	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	17.07	15	0	0	0	0	0	0	0	0	17.07	15	17.07	15	17.07	15	0	0	0	0
コンクリート破片	229.48	215	0	0	0	0	0	0	0	0	229.48	215	35.48	40	229.48	215	0	0	0	0
アスファルト・コンクリート破片	32	29	0	0	0	0	0	0	0	0	32	29	0	0	32	29	0	0	0	0
管理型建設混合廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	704.142	653	0	0	0	0	0	0	0	0	704.142	653	350.472	349	499.19	463	0	0	213.91	198

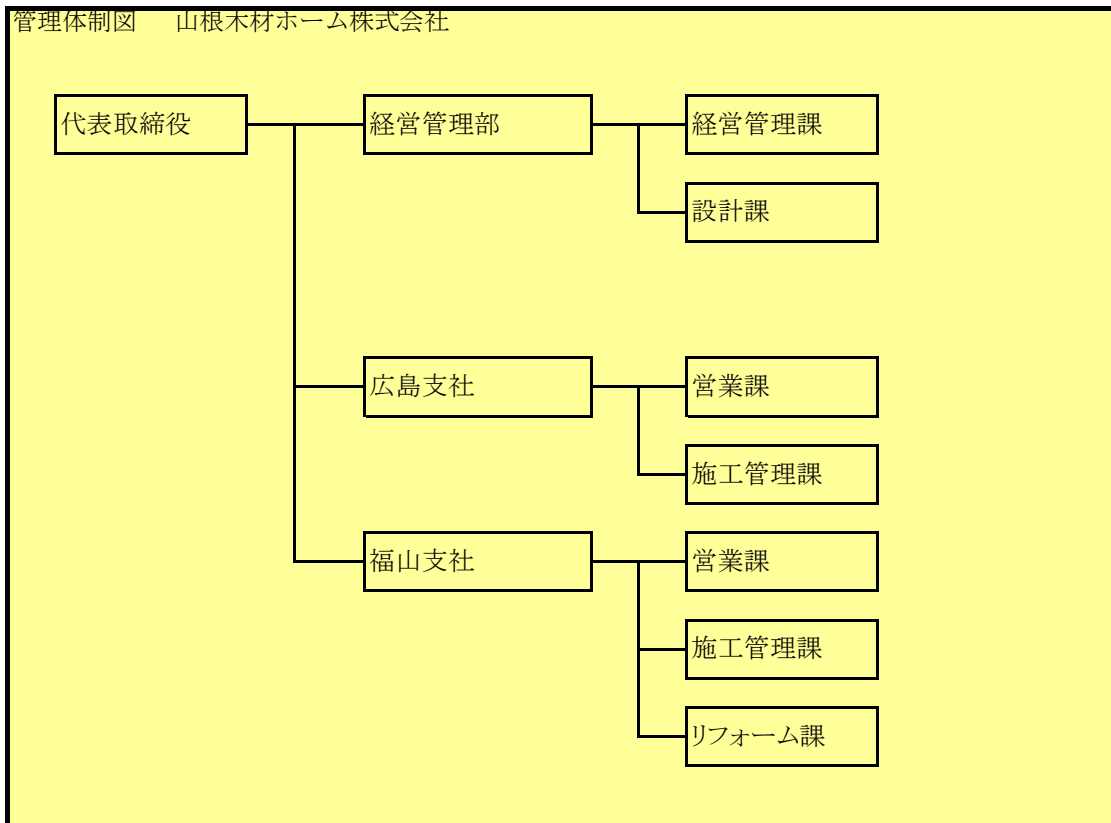
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) 木下地のプレカット推進により、現場で発生する木屑削減。端材の再利用と現場搬入材料の梱包材の削減。破風板、鼻隠しなどの羽柄材のプレカット化を推進し木屑の削減。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みをこれまで以上に取り組む。</p>

### 3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木屑、紙屑、廃石膏ボード、廃プラスチック、金属がれき類等が主に発生する廃棄物で、これらは現場で種類別に定められたBOXで分別管理している。より細かく廃棄物を分類するためBOXに分別表を貼り、土嚢袋など用いて分別する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>(今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後同様に分別を行う。</p>

### 4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) 下地の施工方法と使用材料を統一することで、発生した余材を他の現場で転用した。仕上げ材の絞込みや規格化について検討した。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みをより強化する。</p>

### 5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の中間処理を自ら行った事はありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の中間処理自ら行う予定はありません。</p>

## 6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) 廃棄物の埋め立て処分又は海洋投入処分を行った事はありません。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 埋め立て処分又は海洋等投入処分の予定はありません。</p>

## 7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の交付及び回収管理。処理業者の調査、選定、管理および廃棄物処理委託契約の内容確認と定期的な見直し手順を作成した。再利用業者への廃棄物処理の委託率を上げる。委託契約業者への巡視察を行い適正業者の選別。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>(今後実施する予定の取組) 優良認定業者との委託契約を検討する。</p>